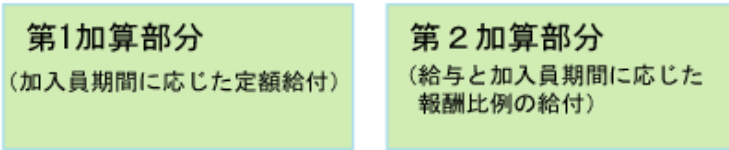


◆◆ 加入員の皆様のご理解とご協力により ◆◆  
平成16年4月1日から新加算給付制度がスタート

お陰様をもちまして本年1月末時点で加入員の皆様から加算給付見直しについての同意が国の基準を大きく超える約80%に達しました。去る2月20日に開催されました第85回代議委員会で規約変更を議決後、厚生労働大臣の許可を受けました。皆様のご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

平成16年4月1日から施行された新しい「加算給付制度」の概要についてお知らせいたします。

● 従来の制度



● 変更後の制度

新加算給付制度について

① 加算部分の給付は、加入員期間により退職一時金と加算年金(選択一時金)に区分されます。加算部分の給付を受ける前に死亡した場合は、遺族の方に遺族一時金を支給します。

※ 退職一時金は、加入員期間が3年以上15年未満(退職時の年齢が50歳以上の場合は10年未満)の方に支給されます。

ただし、平成16年4月1日以降、在職中に65歳となった方は、加入員期間が3年に満たない場合でも、退職一時金を支給します。

退職一時金の 計算式	平均報酬標準給与月額 × 給付乗率 × 加入員月数 × 退職時の年齢に応じた率(別表1) (毎月の給与等平均額) × 1.32/1000
---------------	---

※ 加算年金(選択一時金)は、加入員期間15年以上(50歳以上は10年以上)の方に支給されます。

加算年金の 計算式	平均報酬標準給与月額 × 給付乗率 × 加入員月数 (毎月の給与等平均額) × 1.32/1000
--------------	--

選択一時金の 計算式	平均報酬標準給与月額 × 給付乗率 × 加入員月数 × 選択時の年齢に応じた率(別表2) (毎月の給与等平均額) × 1.32/1000
---------------	---

② 加算年金の保証期間(注)が15年保証終身から20年保証終身になります。

③ 退職時の年齢が国の老齢厚生年金の支給開始年齢前の方で加入期間が15年未満(50歳以上10年未満)の方の基本年金(国の代行部分)は厚生年金基金連合会へ支給義務を移換します。

(注)保証期間とは、加算年金受給開始後20年の保証期間内であれば加算年金を選択一時金に変更することや受給中に亡くなられたときは、保証期間の20年から支給済期間を控除した残余期間相当分の加算年金を選択一時金または遺族の方へ遺族一時金として支給する制度です。なお、加算年金を受給し続ける方は20年を経過しても、ご存命中は加算年金を受けられます。

別表1 退職一時金及び遺族一時金乗率表(抜粋)

資格喪失時年齢 又は死亡時年齢	乗率	資格喪失時年齢 又は死亡時年齢	乗率
25歳	1.876	45歳	5.474
30歳	2.452	50歳	7.155
35歳	3.205	55歳	9.351
40歳	4.188	60歳以上	12.221

別表2 選択一時金及び遺族一時金乗率表(抜粋)

選択時年齢 又は死亡時年齢	乗率	選択時年齢 又は死亡時年齢	乗率
35歳	3.623	55歳	10.570
40歳	4.735	60歳	13.815
45歳	6.188		
50歳	8.088		